

別添

令和 8 年 4 月 1 日
大分県警察本部警務部会計課

国費契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続において、下記書類への代表者印及び社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 対照となる契約等

国と締結する契約等

※ 見積書等の宛先が「大分県警察本部長」となる契約等が対象
(宛先が「大分県知事」となる契約については、対象外)

2 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品書又は役務の完了を確認する書面

3 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』の氏名及び連絡先

を必ず記載

※ 確認のため、必要に応じてこちらから記載連絡先に連絡させていただく場合があります。

4 本件取扱開始日

令和 2 年 8 月 3 1 日以降の調達案件

5 その他

ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

大分県警察本部警務部会計課

TEL 097-536-2131 (内線：管財係 2295)